

患者送迎バス運行管理業務委託業者選定要領

1 趣旨

この要領は、患者送迎バス運行管理業務委託に係る受託者の選定を適正に行うために定める。

2 選定基準

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院周辺における、患者確保及び患者の利便性向上の観点から、交通手段を確保するためのバスを運行するため、公募型プロポーザル方式により応募意思表明書と提案書を募集し、優れた者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

患者送迎バス運行管理業務

(2) 業務内容

「患者送迎バス運行管理業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし上記期間の初日から業務ができるよう、業者選定後から事前に必要な業務を行うこと。

4 受託予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式により委託業務に係る提案書等の提出を受け、応募資格に該当する事業者から、提出書類を審査したうえで、総合的に最も優れた内容であると認めた者を、患者送迎バス運行管理業務委託業者選定会議（以下「選定会議」という。）によって、受託予定者として選定する。

（1）審査内容

応募者から提出された、提案書（様式自由）、見積書（様式5）を基に、業務内容や業務実施体制、業務実績などから総合的に審査するものとする。

（2）選定方法

- ア 提出書類の審査を総合的に評価し、最高得点者を受託予定者として選定するものとする。なお、必要に応じて選定委員に対し、各事業者から提案書についてのプレゼンテーションを行う場合がある。
- イ 最高得点者が2者以上あるときは、見積価格の低い者を受託予定者とする。
- ウ 審査終了後、審査結果を公表する。
- エ 契約は地方独立行政法人京都市立病院機構の会計規程その他関係規程に基づき、最終判断を行ったうえで締結することとする。

5 受託予定者決定の通知

- （1）最終選定結果は、平成29年1月31日（月）に、法人ホームページ上で公表する。
- （2）審査結果への問合せ及び異議申立てについては一切応じない